

# 業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 業 務 の 名 称 いわて県民情報交流センター重油タンク洗浄等業務
- 2 業 務 場 所 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで
- 4 契 約 金 額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契 約 保 証 金 金 円  
岩手県(以下「発注者」という。)と \_\_\_\_\_ (以下「受注者」という。)とは、上記の業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

## (総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書の条項に基づき、仕様書に従い、法令を順守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

## (実施に関する指示)

- 第2条 発注者は、受注者に対して業務の実施に関し、作業への立会又は必要な事項を指示することができる。
- 2 受注者は、業務の実施に関し、必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

## (業務責任者)

- 第3条 受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更としたときも同様とする。
- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

## (契約保証金)

第4条 受注者は契約の締結と同時に、契約保証金として契約金額の10分の1以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第112条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

(注)会計規則の規定により契約保証金を免除する場合には、第4条を次のように改める。

## 第4条 削除

## (再発注等の禁止)

- 第5条 受注者は、この契約により生じる業務の全部を一括して、又はその主たる部分の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は主たる部分でない業務の一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合、又は信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 4 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

（業務報告等）

第6条 受注者は、仕様書に従い、発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要と認める時は、受注者に対しての業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

（業務の内容の変更、中止等）

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に書面により通知して、業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

- 2 前項の場合において、契約金額又は履行期間を変更するときは、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

（履行期間の延長）

第8条 受注者は、その責めに帰することのできない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は前項による請求があった場合においては、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

（損害賠償）

第9条 業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害については発注者が負担する。

（完了報告及び検査）

第10条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に業務完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。
- 3 発注者は、前項の規定による検査により、業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを受注者に対して指示するものとする。
- 4 受注者は、補正を指示されたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない

ない。

5 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(契約金額の請求及び支払)

第11条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、契約金額の請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に契約金額を支払うものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間までに業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は受注者から違約金を徴収して、履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(遅延利息)

第13条 発注者の責めに帰すべき事由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払額に対して、年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(履行の追完請求)

第14条 発注者は、受注者が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、受注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、契約金額の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(発注者の催告解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することが出来る。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき発注が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第2条若しくは第10条3項の規定による発注者の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(発注者の無催告解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結若しくは業務の実施において、受注者に不正行為があったとき。
- (2) 受注者が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（役員又はその支店において若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再発注契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当り、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当するものを再業務契約又は資材原材料の購入契約その他相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 前2条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者はこれらの規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合の契約保証金)

第18条 第15条又は第16条の規定によりこの契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

2 前項の規定は、契約金額の支払いがあった後においても適用するものとする。

(注)会計規則の規定により契約保証金を免除する場合には、第18条第1項及び同条第2項を次のように改める。

第18条 削除

(受注者の催告解除権)

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の無催告解除権)

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第7条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、これらの規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（第16条第5号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(注) 会計規則の規定により契約保証金を免除する場合には、第22条第3項を削除する。

(契約解除の場合における契約金額の返還)

第23条 受注者は、第15条又は第16条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に契約金額の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、契約金額を返還するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により契約金額を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、

年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第24条 受注者は、第15条又は第16条の規定により契約を解除された場合において、第22条の違約金を超えた金額の損害が生じたときは、超えた金額を賠償しなければならない。

2 発注者は、第19条又は第20条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

3 前2項の賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第25条 受注者は受注者又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合は発注者に報告し、及び警察署に通報しなければならない。

(秘密の保持)

第26条 受注者の代表者又は使用人、従事者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第 27 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者が記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県  
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

受注者